

○ 特定工程及び特定工程後の工程の指定

	平成 11 年 5 月 25 日	神奈川県告示第 543 号
改正	平成 14 年 5 月 31 日	告示第 372 号
	平成 15 年 4 月 1 日	告示第 341 号
	平成 17 年 6 月 28 日	告示第 422 号
	平成 18 年 6 月 20 日	告示第 1779 号
	平成 20 年 5 月 23 日	告示第 327 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

1 中間検査を行う区域

神奈川県のある区域のうち、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

2 中間検査を行う期間

平成 11 年 7 月 1 日（3 の項(3)に規定する木造 3 階建て住宅にあっては、平成 14 年 7 月 1 日、3 の項(4)に規定する指定共同住宅にあっては、平成 18 年 8 月 1 日）から平成 21 年 6 月 30 日まで

3 中間検査を行う建築物

- (1) 神奈川県建築基準法施行細則（昭和 37 年神奈川県規則第 97 号）第 5 条第 1 項の知事が指定する建築物（新築に限り、同項の表の 1 の項から 5 の項までに掲げるものについては平成 11 年 6 月 1 日前に、同表の 6 の項に掲げるものについては平成 15 年 4 月 1 日前に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物を除く。以下「不特定多数の者等が利用する建築物」という。）
- (2) 一戸建ての住宅で延べ面積が 50 平方メートルを超える建築物（新築に限り、法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物、建築主の居住の用に供する住宅、法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる住宅及び平成 11 年 6 月 1 日前に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物を除く。以下「一戸建て住宅」という。）
- (3) 一戸建ての住宅又は兼用住宅であって、地階を除く階数が 3 以上の木造建築物（新築に限り、法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物、法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる住宅、平成 14 年 6 月 1 日前に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物及び一戸建て住宅を除く。以下「木造 3 階建て住宅」という。）
- (4) 階数が 3 以上で共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物（新築に限り、法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物、法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる建築物及び平成 18 年 7 月 1 日前に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物を除く。以下「指定共同住宅」という。）

4 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工区の工程に係

るものとする。

(1) 不特定多数の者等が利用する建築物

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造(在来軸組工法又は枠組壁工法)	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事

(2) 一戸建て住宅及び木造3階建て住宅

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造(在来軸組工法又は枠組壁工法)	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事

(3) 指定共同住宅

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造(在来軸組工法又は枠組壁工法)	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあつては、耐力壁の工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事